

広島県告示第四百六十一号

広島県卸売市場条例（昭和四十六年広島県条例第六十八号）第六条第五項の規定によって、次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があつた。

令和元年七月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

許可番号	廃止する卸売業者の名称	所属する卸売市場の名称
広島県第二二号	株式会社桑宗	福山地方卸売市場